

販路開拓助成金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している状況において、ポストコロナ時代を見据えた経営に取り組む事業者に対し、広報や事業転換等による販路開拓、事業の生産性向上を図るための機器導入等、費用の一部を支援します。

(1) 交付対象者

- ①令和2年12月31日以前から起業し、本市の区域内に住所を有する個人事業主又は本市の区域内に本社を有する中小企業者
- ②申請する日において、本市の区域内に所在する自らが営む店舗又は事業所において販路開拓に伴う事業を実施していること。
- ③農業所得を主たる所得とするものでないこと。
- ④筑西市暴力団排除条例に定める暴力団等でない者
- ⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める「性風俗関連特殊営業」を行う中小企業者等でない者
- ⑥市税を滞納していない者 ⑦いばらきアマビエちゃんの登録がなされている者

(2) 交付対象経費 対象となるか判断が難しい場合は事前に商工振興課へお問い合わせください。

- ①広告宣伝費…新聞折込料、雑誌掲載料、ホームページ作成費、ネット販売作成費、インターネットモールへの出店費、広報動画作成費など
- ②印刷製本費…ポスター、チラシ、のぼり旗など
- ③機器購入費…生産性向上又は業務転換を図るための機器購入
(持ち運びができるもの対象外)

店舗…不特定多数の顧客を相手にする小売業・飲食業・サービス業を行うための建物
事務所…経営・事業に必要な事務仕事をするための施設

- ④工事費…販路開拓のための店舗全体改装工事費（事務所は除く）

※一部改装では対象とならない場合があります。

※「筑西市新しい生活様式事業者支援補助金」に申請した経費については2重の交付となるため対象外となります。

(3) 交付額

1事業者申請1回限り 対象経費の2/3 交付上限20万円（千円未満切捨・税抜）

(4) 交付対象となる期間

令和3年1月1日～申請受付期限（令和4年2月28日）までに経費の支払いが完了したもの

(5) 申請方法

以下の書類を申請窓口宛てに、原則として郵送により提出してください。

- ① 交付申請書兼請求書
- ② 誓約書兼同意書
- ③ 事業実施報告書
- ④ 本社所在地、店舗所在地、事業内容等を確認することができる書類の写し
- ⑤ 決算確認書類（法人：法人事業概況説明書
個人：確定申告書（第一表、第二表）及び所得税青色申告書（1～4面）又は収支内訳書（1、2面））
- ⑥ 領収書等の写し（交付対象経費の内容が分かるもの）
- ⑦ 店舗等外観の写真
- ⑧ 交付対象としたものの写真（ポスターチラシについては原本提出）
- ⑨ 申請者名義の通帳の写し（見開き1ページ目）
- ⑩ 直近の納税証明書（完納証明書）原本…収税課・各支所で発行できます。

申請書類は、市ホームページからダウンロードできます。また、商工振興課、各支所、川島出張所でも配布します。
(平日のみ)

写真はA4用紙に張り付けてご持参ください。又は、画像をまとめてカラー印刷したものでも構いません。

⇒直近に納付をされた場合には、領収書を収税課・各支所にご持参ください。

- ⑪ いばらきアマビエちゃんの登録が確認できる写し（感染防止対策宣誓書）
- ⑫ チェックリスト

- ⑬ (6) 申請受付 令和4年2月28日（月）まで（当日消印）

【申請窓口・問合せ（平日のみ）】
筑西市商工振興課（筑西市役所本庁舎3階）
〒308-8616 住所：筑西市丙360番地
電話：0296-54-7011